○文部科学省告示第七十一号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号ロの規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

文部科学大臣　阿部　俊子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第二（第二条関係）		
名称	位置	備考
［略］	［略］	［略］
同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第二学年から第四学年までの課程に限る。
［略］	［略］	［略］

改正前		
別表第二（第二条関係）		
名称	位置	備考
［同上］	［同上］	［同上］
同志社国際学院国際部	京都府	ハイスクール課程の第三学年及び第四学年の課程に限る。
［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千三百二十六号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第千九百四十四号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月一日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後		
次の表の上欄に掲げる漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた船舶の船長は、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。		
大臣許可漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	（削る。）

改正前		
次の表の上欄に掲げる漁業について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた船舶の船長は、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、農林水産大臣に報告しなければならない。		
大臣許可漁業	報告すべき事項	報告の方法
（略）	（略）	（略）
日本海べにずわいがに漁業	一　毎日の正午位置（港内に停泊している場合を除く。）	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の十四時までに報告すること。
	二　毎日の漁獲数量及び揚げかごの場所	ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信する方法により、当該日の翌日の十四時又は陸揚港に入港する三時間前のいずれか早い時までに報告すること。
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和七年九月一日から施行する。